

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：トーラ株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 井上 宣昭
- (3) 所在地：福岡県遠賀郡遠賀町虫生津南3番1号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11件）

平成31年 1月10日認定「認 1812016277」「認 1812016278」「認 1812016279」  
「認 1812016280」「認 1812016281」「認 1812016573」  
「認 1812016574」「認 1812016575」「認 1812016576」  
「認 1812016577」「認 1812016578」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第2号）の規定に基づき、令和2年9月11日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第2号）に規定する認定の取消事由に該当するため。